

○昭和村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本村における定住促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助することについて、昭和村補助金等に関する規則(昭和55年昭和村規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに物件(新築住宅を除く。)を購入又は賃借する際に用いた費用のうち、物件の購入費、住宅のリフォーム費用、賃料、敷金(保証金等これに類する費用を含む。)、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 所得証明書をもとに、夫婦の令和4年(令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間に申請する場合は令和3年とする。)の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (2) 対象となる住宅が昭和村内にあること。
- (3) 交付申請時に夫婦双方の住民票の住所が前号の住宅の住所となっていること。
- (4) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (5) 昭和村の村税等の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 新婚世帯に昭和村暴力団排除条例(平成24年昭和村条例第11号)第2条第2号に規定す

る暴力団員等を含まないこと。

- (9) 令和4年度に本補助金を受給した世帯で、その受給額が令和4年度の本補助金要綱による補助上限額に達しなかった世帯であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合計した額(令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に支払われた費用に限る。)とし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は一世帯当たり60万円、それ以外の世帯は一世帯当たり30万円を限度とする。ただし、令和4年度に本補助金を受給した世帯で、その受給額が令和4年度の本補助金要綱による補助上限額に達しなかった世帯は、補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、昭和村結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
- (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (7) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、昭和村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は昭和村結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により補助の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに昭和村結婚新生活支援事業補助金変

更交付申請書(様式第5号)に、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、昭和村結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)又は昭和村結婚新生活支援事業補助金変更不交付決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助対象者は、第6条又は前条第2項の交付決定通知書を受けた場合は、速やかに昭和村結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他村長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月12日要綱第2号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日要綱第2号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日要綱第6号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月6日要綱第5号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。